

公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成15年文部科学省告示第113号)の改正について

○博物館法（昭和26年法律第285号）

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上の望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

改正の検討の背景

○博物館法改正

○住民の博物館に対する需要の高度化・多様化

○博物館経営の安定性の確保・説明責任等における課題

○地方財政の状況悪化に伴う関係予算の減、人員の縮小、指定管理者制度の導入 等

主な改正の方向性

1. 博物館法改正に伴う規定の整備

- ・基準の対象として私立博物館を追加
- ・運営状況に関する評価の実施やその結果の地域住民への情報提供
- ・地域住民等への学習機会の提供

2. 住民の博物館に対する需要の高度化・多様化に関する規定の整備

- ・利用者(青少年・高齢者・障害者・外国人・乳幼児の保護者等)に応じたサービスの実施
ex.) 託児サービスの実施、外国語の解説・標識、バリアフリーの設置等
- ・資料等に関する専門的・技術的な調査研究の実施、その成果の公表及び活用

3. 博物館経営の質の向上に関する規定の整備

- ・使命、運営方針、事業実施方針、目標、事業計画の策定等
- ・博物館の使命を達成するための、館長・必要な数の職員の確保
- ・必要に応じ、教育や保管等を専門に担当する職員を配置

4. 地方財政の状況悪化に対応するための規定の整備

- ・博物館の廃止・閉鎖にあたっての所蔵資料の散逸防止措置

5. その他

- ・自然災害や人為による災害等に対する予防措置の徹底及び資料の保管等の実施

→ **社会の変化に対応するとともに、博物館が果たすべき役割を各館ごとに明確にし、実現するための具体的事項を規定することで、住民の生涯学習の拠点として「望ましい姿」となることを目指す。**

今後の予定

平成22年9月頃 パブリックコメントの実施 同年10月頃 公布・施行

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成13年文部科学省告示第132号)の改正について

○図書館法（昭和25年法律第118号）

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

改正の検討の背景

- 図書館法改正
- 住民の図書館に対する要求の高度化・多様化
- 図書館経営の安定性の確保・説明責任等における課題
- 地方財政の状況悪化に伴う関係予算の減 等

主な改正の方向性

1. 図書館法改正に伴う規定の整備
 - ・基準の対象として私立図書館を追加
 - ・運営状況に関する評価の実施やその結果の地域住民への情報提供
 - ・地域住民等への学習機会の提供
2. 住民の図書館に対する要求の高度化・多様化に対する規定の整備
 - ・多様な形態・内容の資料の確保
 - ・レファレンスサービス等の情報サービスの充実
 - ・図書館資料と情報ネットワーク資源の併用による適切なサービスの実施
3. 図書館経営の質の向上に関する規定の整備
 - ・使命、運営方針、目標の策定等
 - ・図書館機能を十分に発揮するため、館長に必要な知識・経験等を有する者を置く
 - ・図書館職員は自主的な学習を行い、専門的知識・技術の習得に努める
4. 地方財政の状況悪化に対応するための規定の整備
 - ・図書館の目的を最も効果的に達成することのできる管理運営の在り方を選択
5. その他
 - ・自然災害や人為による災害等に対する予防措置の徹底

資料・情報提供サービスの充実に関する規定の整備等により、情報化社会の進展等の社会の変化への対応及び地域の課題解決の支援機関・住民の生涯学習の拠点として「望ましい姿」となることを目指す。

今後の予定

平成22年10月頃 パブリックコメントの実施 同年11月頃 公布・施行